
○議長（木下一己君） ただ今から、平成30年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 近藤八郎 議員及び2番 宮澤清士 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの10日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 町長より、町政執行方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） 町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この冬はオリンピックイヤーの年として、本町出身の選手が、韓国^{ピョンチャン}平昌に出場する機会に恵まれ、現地応援やパブリックビューイングなど、町民の皆さんのボルテージも一気に高まったところでございます。

その結果、男子ラージヒル団体戦において、6位入賞の輝かしい成績を修められました。

今後、選手の皆さんが帰町する際に、改めてその栄誉を称えてまいりたいと存じます。

一方、先月…2月に入ってから、降雪量も非常に多くなり、さらに昨今の暖気により路面状況も悪化して、住民の皆さんの暮らしや仕事への影響も大きなものがあつたと推察するところでございます。

このような折、議員の皆様には、時節柄御多用のところ、第1回下川町議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件8件、予算案件13件、報告案件1件の計22件であり、そのほか8件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員の皆様には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

平成30年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

平成27年に町長に就任以来、様々な事業を実施することができ、公約の約9割を達成するに至りました。任期の最終年度である平成30年度の予算は、これまでに大型事業が完了したことに伴い、町民の暮らしを支えていくきめ細かな施策を進め、防災、福祉、医療の充実、移住・定住施策を継続するとともに、各種施策を展開し、ひと・しごと・経済の好循環を目指して編成したところでございます。

特に、国が新たに創設する「SDGs未来都市」に選定されるよう取り組んでまいりたいと存じます。

本年度の予算規模は、一般会計で48億4,600万円、対前年度比7.0%減。

下水道事業特別会計で2億6,271万円、対前年度比5.6%減。

簡易水道事業特別会計で9,204万円、対前年度比7.6%増。

介護保険特別会計で8億2,861万円、対前年度比10.9%増。

国民健康保険事業特別会計で4億6,852万円、対前年度比19.1%減。

後期高齢者医療特別会計で6,442万円、対前年度比11.9%増。

病院事業会計で6億2,131万円、対前年度比7.4%減。

7会計総額では71億8,361万円で、対前年度比5.9%減となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えております。

将来の下川町を見据えると地域の活力や原動力となる生産年齢人口はとても大切であり、移住の促進や定住のための施策は欠かせないものとなっております。

貴重な人的財産や様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、第5期下川町総合計画に基づき計画的な予算執行を進めることとしており、総合計画の基本目標と施策の柱ごとにその概要を申し上げたいと思います。

第1点目の基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の5項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域保健福祉の推進であります。

安全に安心して快適に暮らせるまちづくりは、地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であります。そのためには各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、共生型住まいの場 ぬく森の運営とともに、日中の活動の場としてサロン事業等を展開し、在宅における介護予防効果を高めるため、介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、資格取得の支援や研修を実施し、人材の確保・育成を図り、福祉・医療施設を効率的・効果的に運営してまいります。

第2は、健康づくり・医療の対策であります。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らせることは、町民にとって大変幸せなことであります。

メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発生や重症化を予防し、望ましい生活習慣を確立するため、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の実情を踏まえた健康の支援や環境づくりに努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携しながら、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、これまで町単独で運営してまいりましたが、平成30年度から国民健康保険制度が改正されることに伴い、北海道と一体となって運営してまいります。

今後も加入者にきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、北海道と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

次に、医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります町立下川病院は、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの拠点として、役割を担いながら更なる診療体制の充実強化を図ってまいります。

さらに、昨年導入したCT機器による精度が高く幅広い診断と電子カルテシステムによる医療環境の充実や、新たな理学療法士の採用により運動機能リハビリテーションをスタートさせ、サービスの向上に努めてまいります。

各種予防接種や在宅医療等につきましては、保健・福祉との連携を密にするとともに、専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院に位置づけられている名寄市立総合病院との医療連携ネットワークをいかして、役割と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めてまいります。

また、新町立下川病院改革プランに基づき、病院事業会計の財務状況の健全化のため、地域の事情を踏まえて病床数や診療体制など経営改革に取り組んでまいります。

第3は、高齢者支援の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めてまいります。

また、関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や、人感センサーと地域関係者による見守りなど、安心支え合いネットワークの

充実に向けてまいります。

さらに、病院を受診する高齢者等に家族が同伴できるよう、家族移送支援サービスを創設してまいります。

介護保険事業では、第7期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

地域支援事業では、ケアマネジメントにより総合的なサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業の推進や生活支援体制の整備、地域リハビリテーションや在宅医療と介護の連携により、安心して在宅生活が送られるよう施策を推進してまいります。

また、健康で生きがいのある暮らしができることを目的に、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めてまいります。

第4は、子育て支援の充実であります。

次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子保健事業を推進してまいります。

また、新たな子ども・子育て支援制度による下川町子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを行うとともに、子育て支援センターを活用し、乳幼児を持つ保護者の様々なニーズに対応できるよう子育て支援の充実に向けてまいります。

なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第5は、障がい者支援の充実であります。

障がい者及び障がい児が、障がいの有無にかかわらず、安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら様々な支援を切れ目なく提供する仕組みであります地域生活支援拠点の整備を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障がい者支援施設の運営につきましては、利用者の障害程度の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実を図り、生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、グループホームの入居者がより安全で安心に暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めてまいります。

次に、第2点目の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」であります。

教育行政につきましては、教育長から申し述べますので、私からは方針の一端を申し上げます。

本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策は、教育の目標や基本方針を定めた下川町総合教育大綱に基づいて取り組んでまいります。

また、少子高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化などにより社会が変化・進展

している中、町が持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となっていることから、次の3項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、子供たちが変化の激しい時代を生き抜くためには、基本的な知識や技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、学びをいかしていく必要があります。各学校段階を通じて、主体的かつ対話的な深い学びを実現していくことが重要であります。

豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てる教育が求められていることから、子供たちの個性を伸ばし、能力を引き出しながら、社会で自立して生きていく上で必要な学力や体力を身に付け、また、新たな課題を自らが解決するための資質や能力を育むため、ICT教育と道徳教育の充実、地域の特色をいかした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育学習を行ってまいります。

小中連携教育につきましては、9年間の系統的・継続的な教育を行うため、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクール制度を実施してまいります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子供と、障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズや障がいの程度に応じた指導並びに支援の充実を図るとともに、教育環境の整備を図ってまいります。

また、いじめ防止につきましては、北海道いじめ防止基本方針の見直しに伴い、下川町いじめ防止基本方針の見直しを行い、いじめ防止対策を推進してまいります。

次に、下川商業高等学校は、平成29年度、定員を上回る出願がありましたが、平成30年度は定員を大きく下回る出願状況にあり、引き続き地域に開かれた魅力ある学校づくりや各種支援対策を行い、今後においても存続の維持・発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習・スポーツの推進であります。

町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であります。

このため、生涯各期における学習機会と町民個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めてまいります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を更に充実し、健全な心と体及び技術の向上を図ってまいります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、葛西紀明選手・伊東大貴選手・伊藤有希選手がさきの平昌^{ピョンチャン}オリンピックに出場し、国際舞台で活躍したことが、町民に夢と感動と勇気をもたらしております。

今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めてまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の提供により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支

援してまいります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」ですが、次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえ、有効な土地利用等による市街地づくりの整備方針となる都市計画マスタープランにつきましては、平成29年度から2か年計画で進めており、本年度に策定してまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう公園の適切な維持管理に努めるとともに、都市計画マスタープランの策定に合わせて公園の適正な配置について、検討を進めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な個別改善事業や既存住宅の改修等により住環境の整備を進めるとともに、都市計画マスタープランの策定に合わせ、快適な居住空間のあり方等を検討してまいります。

今後、増加が予想される空き家につきまして、国の補助制度を活用して、空家等対策計画に基づき、使用可能な空き家の改修や流通に関する施策を講じ、子育て世帯等の住み替えを積極的に促進し、住宅の流動化を図ってまいります。

また、老朽化が進み、周辺地区に迷惑を及ぼしかねない特定空き家につきましては、除却に対する措置を講じて、安全で安心な暮らしを確保してまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪・寒冷対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、自主排雪支援事業を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、平成29年度からの継続事業として、下川浄水場建設基本計画を策定するとともに、水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、下川浄化センター長寿命化計画に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保に努めてまいります。

また、地域公共交通として、予約型乗り合いタクシー及びコミュニティバスの運行により、安全で安心な暮らしの確保と利便性の向上に努めるとともに、バスターミナル合同センターバス待合所の改修を行い、地域の特性をいかした快適な空間づくりを進めてまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

本町においては、森林バイオマスのエネルギーの活用と省エネ対策を推進し、温室効果ガスの削減に向けた施策を進めてまいります。

廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、ごみ分別の徹底による減量化と再資源化の推進を基本とし、新たに作成した「ごみの分別便利帳」の活用による住民周知や施設見学会の開催等により、ごみ処理に関する意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携し、ごみの不法投棄の防止対策を講じてまいります。

また、埋立ごみの広域処理化に伴い、町内に整備を進めてきた一時仮置き場…いわゆるストックヤードの供用を開始するとともに、廃棄物処理の適正な運用に努めてまいります。

第10は、交通安全・防犯・消費生活の対策であります。

町民一人一人の交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

次に、消費生活対策として、年々複雑巧妙化する特殊詐欺への対応について、迷惑電話の防止装置を利用したモニター事業を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を強化してまいります。

また、持続可能な消費のあり方について、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した下川らしい倫理的な消費行動を促進してまいります。

第11は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

本年度におきましては、消防自動車の更新、防火水槽の新設及び消火栓の更新など消防設備を整備し、消防力の充実強化を推進してまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確に対応するとともに、救急需要に対応するため、救急の高度化と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第12は、防災対策であります。

町民の生命と財産を守るため、防災体制の充実を図り、防災及び減災対策を積極的に進めてまいります。

「いざという時にどうするか」のイメージを持つことができるよう、全町的な防災訓練を実施し、町民の防災意識の向上を図ってまいります。

また、新たに作成した洪水ハザードマップ…洪水時における危険度地図であります…

これを活用し、避難場所や指定避難所などの見直しを行うとともに、地域防災計画について、各公区の自主防災組織等と連携を図り、より実践的な計画に見直してまいります。

近年、異常気象等による警報がJアラート…いわゆる全国瞬時警報システムを利用して頻繁に発報されていますが、国において機能強化がされることに伴い、本町におきましても連携を図るため機器の更新を進めてまいります。

第13は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末について、高齢者見守りシステムやJアラートなどと連動させて、光回線の利活用を進めてまいります。

次に、第4点目の基本目標「地域資源を活用した産業づくり」であります。次の6項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題に加え、国際情勢においては、TPP11・日欧EPAといった貿易交渉の合意など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、不透明感が増しています。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町における農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壤改良施設については、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに、土壤改良材活用による環境配慮型農業を推進してまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者へ農地利用の集積を推進するとともに、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施により、サンル牧場の草地改良と施設整備を進めてまいります。

また、農村地域の生活基盤である飲雑用水施設の計画的な改修や自然災害等から農地を守るため、排水路の整備を実施してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援してまいります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間の縮減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援してまいります。

また、秀品率向上のために、フルーツトマトの半養液栽培技術や新しい栽培技術の導入

に対しても支援してまいります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてであります。町営サンル牧場は、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに、酪農業の飼養コストや労働時間の縮減を図り、経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所は、安定的な生産体制構築のため、原料確保と販路拡大に努めてまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めてまいります。

また、担い手を確保するため、上名寄の新規就農促進住宅や農業研修道場の効果的な運営を引き続き進めるとともに、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成を支援してまいります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムの革新、雇用の確保・創出及び木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想の具現化に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施することにより、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木であるクリーンラーチの特定母樹園の整備を推進してまいります。

また、下川町林業振興基本条例に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組として、平成29年度に実習等の連携と協力に関する協定を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業者へのインターンシップ等の受け入れなどを推進してまいります。

また、北海道が設立に向けて進めている林業大学校について、上川北部4市町村との連携・協力による誘致活動を行うとともに、人材育成の取組として、地元NPO法人等と連携して町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労につながる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進める上で、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な川下対策について、下川町林業振興基本条例に基づく林業・林産業事業者の設備投資へ

の支援を継続するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援や利子補給により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続してまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

環境未来都市構想やバイオマス産業都市構想などの取組の具現化に向けて、森林バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの活用を推進し、燃料や維持管理コストの低減を図り、林業・林産業の活性化と低炭素社会の構築に向けて取り組んでおります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、新たな森林文化の確立に向けて、引き続きチェンソーアート大会への支援を行ってまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施してまいります。

第4は、商工業の振興対策であります。

商工業の後継者と労働力不足が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、中小企業の振興であります。

中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材の育成、労働環境の改善などを支援するとともに、下川町産業活性化支援機構に設置したタウンプロモーション推進部を中心に、総合的な移住促進、事業承継者や起業家の誘致、地域産物の売り込み、事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図ってまいります。

また、空家等対策計画に基づき、快適な住環境の提供や住宅の流動化を図り、住宅対策と連動しながら地域経済の活性化に取り組んでまいります。

2点目は、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに、森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

また、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に取り組んでまいります。

第5は、観光の振興であります。

アイスキャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とした交流人口の拡大や、昨今の海外観光客、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとと

もに、地域資源を最大限にいかした観光振興計画を策定し、地域ブランド力の向上や受け入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

第6は、地域資源の活用と新産業の創造であります。次の4点を重点的に推進してまいります。

1点目は、国連において2030年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して進められている持続可能な開発目標…いわゆるSDGsを基に、本町における持続可能な地域社会の創造に向けた目標と、その具現化に向けた計画を町民との密な合意形成により策定するとともに、「SDGs未来都市」に関する支援等の活用や町内外のあらゆる関係者との連携による取組を進め、地域経済の好循環を図ってまいります。

2点目は、森林バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを最大限活用することによる循環型経済社会や低炭素社会の構築に向け、「環境モデル都市」「環境未来都市」の具現化事業を推進してまいります。

3点目は、産業間の連携であります。

産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、地域産業の活性化と新たな産業の創造を図るなど、産業の振興と地域活性化を図ってまいります。

4点目は、新たな社会システムの創造であります。

集落対策のモデルである一の橋バイオビレッジ構想の推進と一の橋地域の核となる産業としての特用林産物栽培研究事業を推進してまいります。

また、地域課題を解決するための担い手として期待される地域運営組織の創造に向け、引き続き研究を重ねて、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

第7は、雇用・労働対策であります。

雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、労働環境向上の取組を支援してまいります。

次に、第5点目の基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

次に、第6点目の基本目標「効率的で効果的な行財政運営」であります。

持続可能な地域社会の実現に向けて、町民や各種団体などと対話を重ね、平成31年度からスタートする第6期総合計画に持続可能な開発目標(SDGs)の理念を取り入れて策定してまいります。

また、限られた財源の中で、地域経済の循環を促し最大限の効果を発揮させるため、選択と集中により事務事業の重点施策を優先的に実施するとともに、健全な財政を維持するためにあらゆる財源の確保と積極的な行財政改革に取り組んでまいります。

町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

本年度も職員の人材育成事業として、引き続き内閣府への職員派遣を実施してまいりま

す。

以上、町政執行方針を申し上げましたが、様々な地域課題を着実に解決し、町民が幸せを実感できる「幸せ日本一のまち」を創るため、町政を執行する決意でありますので、議員並びに町民の皆様より一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成30年度の町政執行方針とさせていただきます。

以下、教育行政執行方針につきましては、教育長から申し述べさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で町政執行方針を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 平成30年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び情報通信技術の発達など社会が大きく変化する中で、本町が「SDGs未来都市」を実現していくために、全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとともに、本町が持続的に発展するためには、将来を担う人材の育成が不可欠であり、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるように、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、個性を伸ばし、能力を引き出すための教育が重要であります。

教育委員会としては、全ての児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、これからの時代を生き抜く力を身に付け、夢と希望を持ち、社会で自立していくための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けて、好ましい生活習慣の会得と体力の向上など、基礎的、基本的な知識・技能の習得と、思考力、判断力、表現力などを育む教育が必要であると考えております。

また、身近な自然環境や歴史と伝統文化などの体験活動を通して、知識や技能を確実に身に付ける学習を進めるとともに、発達段階に応じた教育の中で、基本的な生活習慣、読書活動、社会性の習得など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、特色ある学校づくり及び家庭の教育力を高めることに努める必要があります。

このようなことから、下川町総合教育大綱の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

新学習指導要領の基本理念であります「社会に開かれた教育課程」では、学校を変化する社会の中に位置づけ、学校教育の中核となる教育課程について、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働により実現していく必要性が求められています。

また、子供の生き抜く力を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育の推進が重要であります。

全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動・運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

下川小学校においては、平成 32 年度から施行される学習指導要領の改訂を踏まえ、本年度から、3 年生及び 4 年生においては年 35 時間の外国語活動、5 年生及び 6 年生においては年 70 時間の外国語学習を実施してまいります。

また、保護者には、子供を育て、包み、伸ばす親の総合力…いわゆる親力の発揮と、子供に家庭学習や生活習慣を身に付けることに御協力いただき、確かな学力の向上に努めてまいります。

特にデジタルメディアへの過剰で不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るほか、保護者向けの啓発資料を作成するなど、インターネットの安全・安心な利用に向けたルールづくりなどを推進します。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、小中学校において、ICT 教育を推進し効果的な学習環境を整備するとともに、新学習指導要領に掲げる、外国語教育の充実のため語学指導助手による外国語活動学習や国際理解教育の充実を図り、低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクールにおいて、家庭学習の充実による学力向上に努めてまいります。

また、特別支援教育につきましては、相談員による学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、就学前から教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、外部の専門家による指導助言とともに、小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援してまいります。

地域とともにある学校づくりのため、平成 29 年度からコミュニティスクール制度を導入し、学校運営協議会の中で児童生徒の現状及び課題を共通認識したところであり、これらの課題解決のため、学校運営協議会に地域や保護者に参画いただけるよう事業の展開を考えております。

また、学校、保護者及び地域住民が連携かつ参画して、義務教育の 9 年間に小中連携による学校運営を推進してまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成につきましては、子供たちの健やかな成長のためには、思いやりを持ち、美しいものに感動するなどの豊かな人間性や自らの生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要であります。

このため、本年度から道徳が特別の教科になることを踏まえ、指導方法について教職員の研修を実施します。

また、子供たちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林との触れ合いや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

また、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進してまいります。

いじめの対応については、子供たち同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級

運営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

また、不登校については、教職員と保護者が連携して、個別での学習・生活支援を行ってまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

次に、近年、下川商業高校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況であり、本年度は定員を大幅に下回る出願者数となりましたが、引き続き、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行うとともに、近隣や札幌圏の中学校へのPR活動や4町村連携による札幌市内での学校紹介などを展開し、存続維持・発展に向けた振興策を進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

町民一人一人が、心の豊かさと生きがいを実感できる潤いのある生活を送るためには、生涯にわたって積極的に学び、その成果をいかせる環境をつくることが重要であります。

そのため、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めてまいります。

第1は、生涯学習の推進であります。

社会の変化に伴い、生涯学習に対する町民のニーズが多様化していることから、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育では、子供の健やかな成長に必要な正しい生活習慣を身に付けるために、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し、親子の絆を深める取組を実施してまいります。

児童室におきましては、親子が安全に安心して触れ合える場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

青少年教育では、子供たちの人格の基礎がつけられる最も大事な時期であることから、学校、家庭、地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めてまいります。

成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。

学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能及び経験をいかし、生きがいのある生活が送られるよう努めてまいります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に愛される図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけをつくり、子供の表現力や想像力の醸成を図るとともに、親子の触れ合いを推進してまいります。

第2は、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、各少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する新たな支援策として、少年団に対する活動費助成の増額、指導者等資格取得に対する助成、共通備品への助成、また青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会参加への支援など充実を図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。

さらに、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することが、子供たちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるスキージャンプにおいては、幼小中高一貫指導を継続して推進してまいります。

また、スポーツ施設においては、老朽化が進んだ施設や利用が少ない施設については、体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者など、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討してまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援してまいります。

また、本年度は、本町で上川管内道民芸術祭・第57回道北文化集会在開催されることから、芸術文化を通じた地域文化団体の研さんと交流を進めてまいります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である上名寄郷土芸能につきましても、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

また、昨年度から郷土資料保存施設（旧菱光小学校）に保存してある資料について、調査整理を進めながら、今後の資料の保存・整理等についての方向性を検討してまいります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっ

ても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

本年度は、次期下川町総合教育大綱の策定の年であり、これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。下川町教育行政執行方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時 9分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、8件の行政報告をさせていただきます。

下川町空家等対策計画の策定について、御報告申し上げます。

地域における人口減少や住宅の老朽化、社会的ニーズの変化並びに産業構造の変化により、空き家等が年々増加しており、日本全体で820万戸を超える空き家が発生しており社会問題となっております。

このような状況から、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、適切管理が行われていない空き家をもたらす様々な問題の解消に向けた取組を展開しているところであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法や国の指針では、空き家対策は、住宅所有者が自らの責任において的確な対応を行うことを前提とし、北海道や下川町など地方自治体が地域の実情において適切な対策を講じることが重要であると定めており、本町におきましても法律や条例に基づき、空家等対策協議会を設置し、検討を進めてきたところであります。

また、今年度、地域総合整備財団の支援を受け、空き家の実態調査や空き家総合コーディネート体制の構築などに取り組んでまいりました。

今後の社会情勢等から空き家の急増が予測されるところであり、これまでの議論や取組を基に、下川町空家等対策計画を策定したところであります。計画内容につきましては、別添参考資料を御高覧願います。

今後の空き家対策におきましては、計画に基づき、関係機関・団体と一層の連携を図り、

住民の安全と安心の確保、移住・定住の促進、地域の活性化など、社会課題の解決に向け総合的な取組を展開してまいります。

以上、議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、SDG s 未来都市の創設と応募について、御報告申し上げます。

SDG s は、2015 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された国際的な目標であります。

日本政府としても、安倍総理を本部長とする SDG s 推進本部を設置し、積極的に推進しているところであります。

本町は、昨年 12 月に、環境未来都市の具現化などの取組と実績を中心に、第 1 回ジャパン SDG s アワード本部長賞を受賞したところであります。

また、政府内では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」及び「SDG s アクションプラン 2018」が策定され、地方創生に資する地方公共団体における SDG s の達成に向けた取組の提案を公募し、SDG s 未来都市及び SDG s 未来都市の中でも先導的な取組を「自治体 SDG s モデル事業」として選定することとされたところであります。

この SDG s 未来都市は、都道府県及び市区町村を対象に、2 月 26 日から 3 月 26 日まで提案書類の募集を行うこととされております。

本町におきましては、昨年 9 月から、次期総合計画、環境未来都市計画の策定に向け、総合計画審議会内に SDG s 未来都市部会を設置し、職員プロジェクトとともに議論を進めてきており、このほど「2030 年の下川町のありたい姿」の案をまとめたところであり、現在、パブリックコメント手続きにより、町民の皆さんからの御意見をいただいているところであります。

SDG s 未来都市は、経済面、社会面、環境面の三側面の統合的取組や相乗効果、自律的好循環などが基本的な考え方であることから、これまで本町が取り組んできた方向性や取組などと極めて親和性が高いと考えているところであり、今後の取組をより効果的に進めていくため、この「2030 年の下川町のありたい姿」と、その実現のための事業打ち手案をベースに提案書を作成し、SDG s 未来都市に応募し、選定を目指してまいりたいと考えております。

以上、議員各位、町民の皆様の特段の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。

次に、下川町都市計画マスタープランの策定状況について、御報告を申し上げます。

都市計画マスタープランは、「都市計画法」第 18 条の 2 に規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針で、都市計画区域内における土地利用や道路・公園・緑地・下水道などといった都市施設整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画で、今後のまちづくりを進める上での指針となるものであります。

本町の都市計画マスタープランは、平成 15 年 3 月に策定されたものであり、策定から 14 年が経過した現在、少子高齢化等による人口減少、産業構造の変化や時代の変遷に伴う社会情勢の変化など、町の情勢は大きく変化してきていることから、こうした変化に対応するまちづくりを進めるため、新たな基本方針を策定することが必要であると判断し、

最上位計画である下川町総合計画との整合性を図るため、策定期間を同じにすること、また、熟慮する期間を十分に確保する必要があることなどにより、平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 か年で策定作業を進めているものであります。

策定作業につきましては、都市計画マスタープランの策定業務を 5 月下旬の入札で専門のコンサルタントへ委託し、6 月から本格的に始動したところでありまして、これまでの状況といたしましては、町民 10 人による都市計画審議会を 2 回、役場職員 14 人で構成する庁内検討委員会を 4 回、町民 10 人で構成する町民検討委員会を 4 回それぞれ開催し、必要に応じてコンサルタントからの専門職員の派遣等により、関連する知識や情報の提供、各委員から出された意見の取りまとめ等を行いながら、課題の整理などの策定作業を進めてきたところであります。

また、町民等への情報提供や意見の聴取につきましては、町の広報誌や新聞記事などによる情報提供などを行ってまいりました。

今後につきましては、上位計画の総合計画や関連する各種の計画と整合性を図りつつ、町民からの御意見も多くいただけるようなアンケート調査等を行いながら、将来の市街地における実効性のより高いまちづくりの方針を策定できるよう目指してまいります。

今後とも議員各位、町民の皆様のご御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、下川町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画等の策定について、御報告申し上げます。

本町は、少子高齢化が徐々に進行しており、現在高齢化率が 39% を超える状況となっています。

このように人口の構造が変化していく中、町民の皆さんが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくためには、高齢者福祉サービスをはじめ、各種福祉サービスの充実を図ることが大変重要であると認識しております。

お手元に配付させていただきました各種の計画書は、本町の福祉施策を総合的かつ効果的に進めるための計画でありまして、それぞれ関連法令に基づき策定されていることから、本年、最終年度を迎えた計画について見直しを図り、社会福祉審議会等の関係機関及びパブリックコメント等による町民の皆さんからの御意見をしんしゃくし、策定したものでございます。

高齢者福祉計画では、現状や課題、ニーズを踏まえ、充実した高齢者福祉施策を展開していくものとなっております。

第 7 期介護保険事業計画では、給付の実績を分析するとともに、介護サービス提供量の見込みなどから、平成 32 年度までの給付見込額を算定し、円滑な保険給付を重点に策定しております。

障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の実績と今後の計画目標を定め、障がい者を支援するサービス体制の確保を計画的に図るため、策定したものでございます。

今後とも町の基本方針であります「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」を目指して、各種計画の進捗状況の把握や評価により、より一層充実したものとなるよう努力してまいります。

議員各位、町民の皆さまのご御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成 30 年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る 2 月 28 日に、平成 30 年第 1 回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、平成 30 年度一般会計予算として、歳入歳出総額 13 億 7,350 万 9,000 円が議決されたところであります。うち、下川町分担金は 2 億 4 万円で、前年度対比 17.3%の増となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は 1 億 8,853 万円で、前年度対比 18.2%の増となりました。

主な事業といたしましては、救助備品として、エアージャッキー式の購入に 77 万円、空気呼吸器の購入に 50 万円を、気道管理訓練人形の購入に 46 万円を計上しております。

また、消防施設整備では、下川消防団の消防自動車の更新として 3,100 万円を、防火水槽の新設に 1,245 万円を、消火栓の更新として 248 万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、軽微な車両火災 1 件の発生があり、前年比では 1 件減となりました。

今後とも町民の防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は 160 件で、前年比 29 件の減となっており、157 人を医療機関に搬送しております。

近年、交通事故が減少したことと、町立下川病院の検査体制が充実し、転院搬送の減少などが要因となっています。

今後も医療機関との更なる連携体制を図るとともに、救急救命士の処置拡大に伴う教育など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。昨年は災害出動はありませんでしたが、各種災害に備えた訓練を定期的実施したところであります。

消防団員の充足状況は、定数 70 名に対して現在 61 名と、前年比 3 名減となっております。

消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況にはありますが、町民及び事業所等の理解を求めて定数の確保に努め、今後とも地域防災の中核として地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年の自然環境の変化は、北海道でも集中豪雨、竜巻の発生、豪雪、河川の氾濫等、危険性を増大させております。

こうした中、少子高齢化の進行は災害のリスクを高める要因となっており、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し

上げます。

次に、平成 30 年度名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る 2 月 28 日に、第 1 回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、平成 30 年度一般会計予算について議決されたところであります。

歳入歳出予算の総額は、平成 30 年度供用の開始を目指す広域最終処分場建設事業を含めて、それぞれ 4 億 6,375 万 4,000 円で、前年度比 67.2%の減であります。

内訳といたしましては、し尿処理部門で 8,504 万 7,000 円、炭化処理部門で 1 億 9,425 万 1,000 円、建設事業部門で 1,302 万 7,000 円、埋立処理部門で 8,287 万 4,000 円となっております。

主な内容といたしまして、歳入では、分担金及び負担金が 3 億 7,519 万 9,000 円、使用料及び手数料 5,845 万 5,000 円、繰越金 3,000 万円などであります。

次に歳出では、議会費 71 万 9,000 円、総務費 1,980 万 7,000 円、衛生費 4 億 3,463 万 9,000 円、公債費 808 万 9,000 円、予備費 50 万円であります。

以上申し上げます、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成 30 年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内 4 市 19 町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

平成 30 年度においては、これらの事業を推進するため、総額 3,011 万 3,000 円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約 85%の 2,550 万円となっており、そのうち本町の負担分は 28 万円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げますが、詳細につきましては、別紙に参考資料として添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、「地方自治法」第 235 条第 2 項の規定による金融機関を北星信用金庫に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き平成 30 年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

以上、8 件の行政報告をさせていただきました。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 7 議案第 1 号「下川町家族同乗移送サービス事業条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町家族同乗移送サービス事業条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、自力で公共の交通機関等を利用することができない高齢者等が、医師等からその家族とともに受診を求められた場合において、高齢者等と家族が移送サービスを利用し、確実な受診結果を把握できるよう、交通手段に係る費用負担の軽減を図ろうとするものであります。

現在、町では、被介護者や障がい者が利用する移送支援サービスは、利用者に限定しており、介護等が必要な場合はヘルパーが同乗しています。

一方で、医師の求めにより家族等の同席が必要となった場合、移送サービス体制の観点から家族等が同乗できないため、本事業を実施し、高齢者等とその家族の移動を適時に可能とすることにより、移動に伴う負担の軽減を図るものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、文言の確認だけさせてください。

今の提案理由の中で、自力で公共の交通機関等を利用することができないというふうに仰ったのか、それ以外の文言を使っていたのかちょっと確認させていただきたいのですが。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりであります。自力で公共の交通機関等を利用することができない…はい。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 一般の交通機関等ではなくて、公共の交通機関ということによろしいですね。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 自力で公共の交通機関等を利用することができない高齢者というところがございますけれども、公共機関については、町内においては路線バスとか

ありますけども、通常の民間がやっている路線バスと名寄本線の代替バス…そういうところを公共の交通機関と考えているところがございます。

また、交通機関等と述べているところは、私どもの考えでは自家用車も含めて利用ができない場合も想定しているということがございます。もちろんいろんな場面はありますけども、公共のといったのは、私どもの条例に係る思いと表現の仕方の…表記の表し方のちよっと乖離がありましたので、公共の交通機関に限定したものではないということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 丁寧な説明をいただきましたけども、私が確認したかったのは、従来の介護保険サービスの中での町外への外出サービスですね、これについては目的の中に一般というのがあるものですから、今回の条例はそうではなくてあくまでも公共のということで趣旨が若干違ったのかなという確認だけでございますので、今の課長の説明で…そういう内容でこの後議論していければと思っております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第2号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び、日程第9 議案第3号「下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第3号 下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年5月に公布されました、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険について、平成30年4月から北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する方式へ変更となることから、課税額の定義などの文言の整理を行うとともに、葬祭費給付額の道内統一化を図るため、葬祭費給付額を3万円に引き上げる内容であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 2 号及び議案第 3 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 4 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅の解体除却に伴い、条例中の別表を一部改正するものであります。

概要を申し上げますと、元町団地の現地建替えに向けて、昭和 52 年度に建設した 3D K3 棟 12 戸、床面積合計 671 m²の解体除却を行ったため、別表から削除するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） それでは私の方から、議案第 4 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の概要につきまして、議案第 4 号説明資料「下川町公営住宅管理条例新旧対照表」に基づき、御説明申し上げます。

説明資料を御覧ください。議案書の方は 8 ページからとなっております。

この度、条例別表から削除する住宅でございますが、左側の現行欄、別表（第 3 条関係）の年度欄「昭和 52 年度」から摘要欄「8」までと、その下の欄の年度欄「同」から摘要欄「4」までの二つの欄が削除されることとなります。

右側の改正案の欄では、二つの欄が削除された後の別表が記載されておまして、現行の昭和 53 年度の欄で、位置欄「同」となっていたものが「西町 293 番地」、現行で団地別欄「同」となっていたものが「元町」と変更になっております。

また、改正案の種別欄「同」となっている部分につきましては、これは3DKでございまして、構造欄の「同」となっている部分につきましては、簡易耐火平屋建てでございまして、これは上欄の項目と同じでありますことから、「同」という表記になってございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今回の元町団地の建替えなんですけども、建替え後には何棟何戸が予定されているんでしょうか…その確認と、それから下川町の市街地の入り口でありまして、下川町の公営住宅等が…例の黒っぽい壁の色で…これについては町内でも賛否両論ありますので、そのへんの色の決め方について、もし考え方等があればお聞きかせ願ひたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の、建替え後の内容…どんな団地を建てるかということでございますが、今定例会に提案させていただいております元町団地公営住宅の基本実施設計…この中で詳細を詰めていきたいと考えてございます。

当然、建替えに当たりましては、雪捨て場、後は建設コスト、それと除排雪作業の低減、こういう部分を考慮しながら進めていきたいと考えてございます。

後、住宅の色に関してでございますが、これにつきましては、先ほど行政報告でもありました下川町都市計画マスタープラン…この中で経過についても今回議論を進めてまいりますので、その中で十分…下川らしいものとしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第11 議案第5号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、効果的な補助事業の推進に向けた補助事業内容の見直しに伴い、条例中の別表を一部改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、新規就農者が実施する担い手支援に関する事業の別表中、「生活環境整備補助」による住宅環境の整備を行った場合の50万円を上限とした補助を下川町快適住まいづくり促進条例の活用による住宅整備を図るよう促すことでより効果的な生活環境の整備ができることから、別表より削除するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 質問回数が限られておりますので、何点かまとめてお聞きしたいと思っておりますけれども、1点目はですね、本案について関係する機関…例えば農業委員会、それから農林業振興審議会、あるいは関係する団体として農協ですね…こういったところ、それと新規就農等と関係するような団体等との意見がもしあれば、その意見の経過について御説明をいただきたいと。特に農業委員会については、この新規就農というのが農

業委員会の施策でもあります。町の重要な施策でもありますから、かなりの議論をされたと思いますので、そのへんの経過については是非お聞かせ願いたいと思っております。

それと、この条例は平成5年に制定された新規就農者の条例を18年に…更に新規就農者を積極的に迎えるということで全文改正になって、この住宅の生活環境整備補助もですね、更に充実、拡充するという趣旨で条例が改正されて、当時の議会に提案され、そして委員会付託を経た後に、委員長からも期待する報告があったところでございますが、今回については、今の提案理由で私どもが感じるのは、町長の執行方針の中には、新規就農予定者の積極的な募集という言葉が入っています。ですが、この条例を見る限りでは、私は新規就農者の施策が後退したのかなというふうに見えるものですから、そのへんの議論について、それぞれの関係する機関でどんな意見があったかということをお聞きしたいというわけです。

それから2点目は、平成18年の全文改正後ですね、かなり要望が高かったからやったと思うんですけども、この条例を適用した生活環境整備の実績等があるのかないのか、そのへんについてまず1回目にお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

農務課長。

○農務課長（市田尚之君） ただ今の近藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、この条例に対しまして、農協、農業委員会…各種のところと議論したのかという御質問でございますが、この下川町新規就農者等に関する条例につきまして、まず審議をいただいたのは農業振興審議会…ここで1年をかけて審議をさせていただきました。審議員のメンバーの中には、農協の職員、それから農業委員会の委員もおられました。

農業振興審議会の中の御意見となっております。特に農協、それから農業委員会に意見を伺ったということではございませんけども、このメンバーの中で…しています。このメンバーの中には新規就農の方もございました。

それから、平成18年の時に全部改正で、今一部だけ削除するのは停滞につながるのではないかという御意見だったかと思いますが、農務課といたしましては、この削除が停滞と…そういうふうには思っておりませんで、新規就農予定者が市町村を選ぶときには、第一に考えるのは農業本体の…経営による支援だと思っています。次に生活環境…こういったところが非常に気になるころだとは思っております。そういった意味では、営農本体に関わる支援につきましては、昨年の農業基本条例…これの見直しをかけて今後も行っていくということでございます。

今回、新規就農の生活環境面でございますが、このへんにつきましては審議会の意見の中でもございまして、100万円以上300万円未満であれば現行の条例でも問題はないんですけども、ある程度のリフォームをかけるといったところにつきましては、300万円以上だとかかかるときには、快適住まいづくり条例…これが有利だというふうな御意見もございまして今回の改正に至りました。

新規就農者に来ていただくためにはですね、いろんな政策…子育て支援ですとか、高齢

者に対する支援ですとか、そういった全般的な下川の取組を説明してですね、下川町に来ていただきたいなというふうに思っております。

そうしますと、この新規就農条例の中では、そういった下川町の取組の良さということ盛り込むことができないというふうなことも思いまして、この新規就農条例の中では、新規就農に関わる本体の部分の支援を中心に考え、そういった生活環境面につきましては、他の条例があればそれを使っていきたいというようなことで今回条例を改正いたしました。

それから実績でございますが、18年度以降、現在までの実績は1件もございません。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 実績はなかったということは、当時、条例全文改正をして拡充するといったことについて期待以上のことがなかったということなんですが、新規就農予定ですから、そうそう頻繁にあるものではないんですが、下川町の取組としては新規就農の農業振興にすごく力を入れていたという経緯からすると、これだけのことを用意していますよということをフェスだとかいろんな場面でPRするということから、やっぱり新規就農者の支援する条例の中に規定する方がより効果的だと思うんです。ただ、新規就農した後定住して、住宅改修とかそういうことをすると、確かに既存の快適住まいづくり促進条例というものを適用した方が上限額も上です。ただですね、この快適住まいづくり促進条例というのは、あくまでも今下川に住んでいる方々の住宅改修とか新築、解体、こういったものを少しでも誘引しようという政策条例です。ですから後に出来ています。でもこれは農業振興という意味で、新規就農条例というのはそういったものとは全く違っているはずなんですよ。ですから、今のように該当する補助の上限額がもっと上がった方が良いという意見があったとしても、だったら新規就農条例を改正をして入れて、更に魅力のあるものにするという意見があっただけで済むべきだと思うんです。

先ほど課長は私に意見と言いましたが、意見ではなくて疑義を申し上げているので、個人の意見はこういう場で言えないものですから、そのように理解してください。

それともう一つ付け加えますと、昨年から上名寄12線に新規就農の予定者を想定した住宅も建ててますよね。体験道場も造りましたよね。こういった施策の一方で、新規就農条例をこのように後退したかのように見える…こういう施策というのは私はいかなものかというふうな疑義が生じたので、この後いろいろと議論をされて採決等があれば十分な議論にならないというふうに思ってます。

したがって、この質問の中で…前回の平成18年の条例改正の時の提案理由、それから付託を受けた委員会の委員長報告、こういったものを十分に熟読されてですね、今一度議論をしていただければ更に良いものになるのではないかとというふうに私は思っています。

それと、先ほど課長が途中で言いましたが、農業振興審議会の委員のメンバーの中にもそれなりの方がいると。ただし、この条例の委員というのは当て職じゃないはずですよ。そうすると、たまたまいたというだけで、当て職の人が入って議論したというなら私も理解しますが、そういう方がたまたまいたというだけでは、その機関の正式な

意見にならないわけですから、そのへんもう少し考えた方が私はいいかなという思いで申し上げます。

最後に、議長に提案なのですが、私はこういったいろいろと疑義のある案件については、議会運営委員会に諮って、再度この議案の取扱いについて議論いただきますよう動議を申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（木下一己君） ただ今、近藤議員から質疑と併せて意見の表明がございました。

議運での取扱い…審議の中では、全体という御意見でまとまった経緯もありますが、ただ今の質疑に関わり、議事運営に関することですので、議会運営委員会で諮って、取扱いについて審議をしていただきたいというふうに思いますが、御異議ありませんか。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ただ今、近藤議員から、この件について動議が出たわけなんですけれども、本条例は新規就農予定者を募集していく上で最重要な条例と思い、私は近藤議員の意見に賛同していきたいと思います。

○議長（木下一己君） 賛成意見がありました。

議会運営委員会に諮りたいと思いますので、暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時56分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

取扱いについて、奈須憲一郎議会運営委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（奈須憲一郎君） 総務産業常任委員会付託ということで進めたいと思います。

○議長（木下一己君） 議案第5号について、質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

議案第5号につきましては、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第12 議案第6号「下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、第3回定例会において、補正予算として可決いただいた道営草地畜産基盤整備事業実施に係る町営サンル牧場用地の売買及び所有権移転登記完了による面積の増加に伴い、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、町営サンル牧場に隣接する20haを購入し、預託要望に即した安定的な受入れ体制の強化を図るもので、牧場面積369haを389haに改めるものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ただ今、説明があったわけなんですけども、369haから20ha増えて389haということなんですけども、この面積で今の預託頭数を扱っていくのには十分な頭数なんですか。今後不足を来すとか、そのようなことはあるのかなのか…そのへの議論はしたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 御質問にお答えいたします。

今現在、サンル牧場で平成29年度の預託頭数は468頭となっております。今後、畜産クラスター等で町内でもそういった乳用牛が増加をしていくというところでございますが、今現在想定されている見込みといたしましては、概ね130頭ぐらい増になるということで、サンルの預託頭数につきましては600頭ぐらいになるだろうというふうに見込んでおります。そうしましたところ、今回の20haを購入いたしまして、そういったところは十分クリアできるというふうと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 600頭ぐらいまで可能だということなんですけども、TDN量とかそういうものを換算して、育成牛の必要なTDNは…この面積で十分養えるという判断でよろしいですね。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） はい。そのとおりでございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0時 1分

再 開 午後 1時14分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第7号「下川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、後期高齢者医療の保険料を徴収する被保険者に、法改正に伴う住所地特例の適用者について追加するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 私の方から説明させていただきます。

議案第 7 号 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明させていただきます。議案第 7 号説明資料に基づき、説明いたします。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴うものでありまして、「後期高齢者医療に関する条例」第 3 条に、新たに法改正に伴う対象者を追加するものでございます。

法改正の内容といたしましては、国民健康保険の被保険者で、都道府県をまたぐ住所地特例適用者が 75 歳になった場合、現在は転居先の後期高齢者医療の保険の被保険者となりますが、今回の法律の改正で住所地特例の適用が継続され、転居先ではなく従前の住所地の後期高齢者医療保険の被保険者となることとなります。

例といたしまして、資料の図を御覧いただきたいと思ひます。

例えば下川町の国保の方が、東京都 A 市の病院や施設に入所し住所を移動した場合、住所地特例が適用され、引き続き下川町の国保となります。

その後、75 歳になり後期高齢者医療に移った場合、現在は東京都の後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

しかし、法改正により、75 歳になり後期高齢者医療に移った場合も住所地特例が引き続き適用され、下川町のある北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

今回の条例改正は、後期高齢者医療の保険料を徴収する被保険者に、新たに今回の法改正に伴う国保から後期に移行する住所地特例適用者を追加するものでございます。

次に、新旧対照表を御覧いただきたいんですけども、今回の法改正に伴いまして、下川町後期高齢者医療に関する条例の被保険者、第 3 条「町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。」という文言がございますけども、それに現存の 2 号と 3 号を新規に加えたものでございます。

上位法の改正によりまして、下川町の「町が保険料を徴収すべき被保険者」がそれぞれ拡大されたというようなかたちで所要な文言の整理をさせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。私の方からの説明は終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第14 議案第8号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「介護保険法」第117条の規定により、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき改正するものです。

改正の主な内容につきましては、65歳以上である第1号被保険者の月額基準保険料を4,500円から5,500円とし、保険料率を設定するものです。

月額基準保険料の引上げにつきましては、制度改正や保険給付額の増額予測に伴い、引き上げざるを得ないと判断したところであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第9号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計の第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2,512万円を追加し、総額を56億759万円とするもののほか、債務負担行為及び地方債を補正するものでございます。

今回の補正の要因につきましては、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するものなどがございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費で、予約型乗合タクシー事業補助金、コミュニティバス事業補助金を。

民生費で、自立支援給付費負担金を。

衛生費で、病院事業運営補助金を。

農林業費で、農業研修道場整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費で、五味温泉及び宿泊研修交流施設指定管理料、特用林産物栽培に係る経費を。

土木費で、町道除排雪に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、町税、各種交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金などを計上しております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、五味温泉、多目的宿泊交流施設、体育施設の指定管理料の限度額を変更するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 補正予算で宿泊研修交流施設の指定管理料が計上されているということでございます。

宿泊研修交流施設については、いろいろと議論があつて、8月ですか…指定管理の議決をして、3月31日までということですよ。

御案内のとおり、いろんな議論があつて、当施設については収支バランスがあつて、100万円までは指定管理者、100万円以上出た部分については2分の1…町に納入をしてもらうということで、いわゆる赤字が出ない施設であるということで指定管理の契約もされて今日に至っていると思います。

基本的な考え方なので…これ指定管理料400万円払うということは、収支バランスが崩れたと、赤字を補填するという考え方で認識してよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。当初ですね、今年度の宿泊者数の想定を約2,200人程度というふうに見込んでおりましたけれども、3月一杯の見込みでは1,600人程度となる見込みでございます。約600人程度、見込みより少ないということで、収入が下がるといったような状況でございます。

また、経費に関しても、指定管理を決定する時期が少し遅くなりましたので人員確保の関係と、実際に運営した中で多少人件費の方が高くなっているという部分もございまして、両方併せて400万円程度収支が合わないというような状況でございまして、指定管理者と年度協定…基本協定を結んだ時にですね、不測の事態が生じた場合は、双方協議して決定するということを決めておりましたので、それに従って今回400万円の指定管理料を支出するというところで予算計上したところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 不測の事態が生じたので赤字を補填するというところで…不測の事態というのは赤字が生じたということで理解してよろしいですか。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 不測の事態ということで、収入見込みが下がったということと、想定外の経費が増えたということで、400万円の赤字を指定管理者の方に負担していただくという判断にはならないかなということで、端的に言えば赤字分を指定管理料としてお支払して、次年度以降ですねサービスの向上に努めていただくなど協議をしてまいりたいというふう考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） よろしいですか。はい。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっております議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第16 議案第10号「平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度下川町下水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ916万円を減額し、総額を2億1,655万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、事業の確定等に伴い、光熱水費、委託料及び工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業の確定に伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 11 号「平成 29 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 29 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,273 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 4,884 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、保険給付費の事業の今後の執行見込みにより、負担金、補助及び交付金を増額計上し、地域支援事業費の事務事業の確定により、介護予防事業等の委託料及び負担金、補助及び交付金を減額し、包括的支援等事業費では職員の人件費等の増額と委託料等を減額計上しております。

歳入につきましては、保険料段階の異動に伴う保険料の減額、保険給付費の法定負担に係る国庫支出金等の増額等であります。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 898 万円を減額し、総額 3 億 460 万円とするものであります。

歳出におきましては、実績及び今後の執行見込みにより、施設管理費等では、賃金、需用費等の執行残などを減額しているほか、基金積立金を減額計上しております。

歳入におきましては、今後のサービス見込み等により、介護給付費収入等及び指定寄附金を減額、繰入金を増額しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です、

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第18 議案第12号「平成29年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第12号 平成29年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度国民健康保険事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ452万円を追加し、総額を6億1,180万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、医療費の執行見込みにより、保険給付費を増額計上しております。

歳入におきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金を増額計上するとともに、執行見込みにより、療養給付費交付金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第19 議案第13号「平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷一之君) 議案第13号 平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を5,878万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料等負担金を増額計上するものであります。

歳入におきましては、保険料調定額の変更に伴い、保険料を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第20 議案第14号「平成29年度下川町病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷一之君) 議案第14号 平成29年度下川町病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を3,000万円減額し、収入総額を4億8,312万円とし、支出におきましては、病院事業費用を1,154万円減額し、支出総額を5億5,199万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、入院患者及び外来患者の減少等により医業収益を減額し、医業外収益では一般会計補助金を増額するものであります。

また、支出におきましては、嘱託看護補助員等の賃金の執行残及び材料費の薬品費等を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では、企業債等を273万円減額し、収入総額を1億1,119万円とし、支出におきましては、資産購入費等を233万円減額し、支出総額を1億1,546万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、医療機器整備事業費の確定により補助金及び企業債を減額し、同時に地方債の借入限度額の補正を行うものであります。

支出では、器械備品購入費及び病院建設費を減額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入の不足する額 6,887 万円並びに資本的支出に対する資本的収入の不足する額 427 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） それでは、私の方から、議案第 14 号 平成 29 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書は 32 ページ、事項別明細書では 76 ページでございます。

それでは、お手元に配付されております、議案第 14 号説明資料「補正予算概要書」により御説明を申し上げます。

まず、平成 29 年度の業務予定量の見込みでございますが、年間患者数につきましては、年度当初では入院患者数で 11,680 人、1 日当たり 32 人を予定しておりましたが、入院患者数の減によりまして、年度末の見込みでは 3,330 人減の 8,350 人となり、1 日当たりでは 9 人減の 23 人の見込みでございます。

同じく、外来患者数では 22,440 人、1 日当たり 92 人を予定しておりましたが、2,820 人減の 19,620 人、1 日当たりは 11 人減の 81 人の見込みでございます。

以上のような状況から、収益的収入では、医業収益の入院収益で 3,000 万円の減額、外来収益では 3,000 万円の減額を計上するものでございます。

同時に、一般会計より 3,000 万円の補正増を計上しているものでございます。

収益的支出では、嘱託職員等の賃金の実績見込みによります給与費 840 万円の減額を計上してございます。

その他、診療実績見込みによります材料費 314 万円の減額を計上してございます。

次に、資本的収入及び支出では、医療機器整備事業費の確定による減額を計上してございまして、道補助金で 33 万円、企業債で 240 万円の減額でございます。

また、支出では、建設改良費…器械備品の購入費でございますが 212 万円の減。

また、病院建設費で…これは C T 室の改良等の工事費ですが 21 万円の減となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 何点かお聞かせ願いたいと思います。

まず第 1 点目は、病院会計に対して、交付税は 29 年度どのぐらいの算定なのか教えていただきたい。

それからもう一つは、一般会計から補助金が 3,000 万円ですか…今回、収益勘定にいくということになってますけれども、総体的には収益勘定で 6,000 万円の赤字で、そこに 3,000 万円しかいかないということは…口が悪いです…これは焼け石に水という感じで、どうせでしたら 3 人体制で直診の医療病院にも経営移行したし、あれだけの医者を抱えていろいろと努力されているということからすると、一般会計の方から 6,000 万円まるまるいってもいいぐらいの…病院の方では努力していると思うんですが、このあたりについてドクターはどういう見解を持っているのか。

先ほど提案理由の中にありました、不良債務が発生しないように努力したいと言っているんですが、この部分について、特に医療関係…特に医者ですね…ドクターはどのように認識されて、次年度以降臨もうとしているのか。そのへんのことを教えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） お答えいたします。

まず、29 年度の交付税の予定額でございますが、これは病床数ですとか、救急病院の告示の関係もございますが、1 億 2,780 万円ほどを想定してございます。まだ金額的にははっきりしてませんが、1 億 2,780 万円ほどを想定してございます。

また、二つ目の御質問の、収益的支出に対する収益的収入の不足額 6,800 万円でございますが、これをどうしていくのだというところでございますが、まだ 2 月、3 月の収入、そして支出が確定してございませんので、金額的には予算ベースでは 6,800 万円の金額を計上してございますが、実際に 3 月 31 日で締めてみないと実質は分からないというのが正直なところでございます。

これまでの経過を踏まえると、内部留保資金の中で賄えるのかなというふうには考えてございます。

こういう状況に関して、医師の考え方はどうなんだという御質問でございますが、これについては、今現在のところまだ金額がきちっと固まっていないという状況の中では、医師の考え方を確認しては…今現在ございません。

ただ、次年度の取扱いをどうしていくのかということに関しましては、CT の導入もございましたし、電子カルテなどの導入によって、患者さん前のサービスの向上が図られているというふうに感じてございますので、そういう面では病院の利用が図られていくというところを考えてございますし、さらに診療報酬の考え方も、新たなサービスの提供も含めて、それについては医師との意思疎通の下、これは新年度予算の計上にもなりますが、確認をしているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 答弁をいただきましたけれども、さらに何点かですね…まず事務長さんは、病院が受ける交付税と思ったようですけども、交付税…こっちの方ですからね…今の事務長さんの答えからいくと、おおよそ 1 億 2,780 万円予定しているというんですが、普通交付税はもう確定していますから、財政担当の方では病院に対してなんぼ入っているかははっきり分かると思うんです。今回は特交の補正しか出ておりませんから、これだと…まだ留保財源あるとは思えないんで、実際なんぼ入ったのかということではちょっとお知らせ願いたいのと、それを受けて事務長はですね、この 6,000 万円…しかも不良債務が発生しないというか…不良債務というのはあまりうちの病院は発生したことはないんですよ…今までも…一般会計から繰入れしたりしてますからね。ですから、そういう意味では減価償却ですとか、除却費を入れると、現金を伴わない支出があるんで、補填可能額もかなりあると思うんです。

そこで、先ほど留保財源でなんとか賄えると言いましたけれども、現在、補填可能額はいくらあるのか教えていただきたいことと、6,000 万円赤字を予定して、3,000 万円で…さらに 3,000 万円ということは、この残りの 3,000 万円というのは減価償却とか除却費を見込んで、現金を伴わないから 3,000 万円補填してもらわなくていいんだということなのかどうか、そのへんをちょっと。これは非常にですね、ドクター…医療関係者にとっては、病院の収支の関係はとっても微妙な問題のはずなんです。こんなに頑張ったのにまだ赤字かというのと、これほど頑張ったのでここまで縮まったというのと、大きな違いがあるんで、事務長さんは大変だと思うのでありますが、決して町長部局の方に遠慮なさらずに、少なくとも交付税の 2 倍ぐらいよこせというぐらいの迫力を持って臨んでいただけると…多分…町長は今後直診会計に移行して…全く赤字を出すわけにいかないという立場でしょうから、思い切った施策を反映してくれるのではないかという期待を含めて、ちょっとそのへんのくだり、具体的にもう少しあったらお願いします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（藁谷省吾君） 恐れ入ります…資料を手元に持っておりませんので、ちょっと資料を揃えさせていただきたいと思ひまして、休憩を少しお願いしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 恐れ入ります。29年度の普通交付税の額が確定しております。7,195万3,000円が普通交付税の分、特別交付税の分が5,665万8,000円になります。合計で1億2,861万1,000円が交付税として入っているという内容になります。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） お答えさせていただきます。3条予算と4条予算をごちゃごちゃにしまして…答弁をいたしました。大変申し訳ございません。

まず、3条予算であります収益的支出に対する収益的収入の不足額6,887万円でございますが、これは先ほどちょっとお話させていただきましたように、2月分、3月分の収入と支出が決まっておりますので、現在の予算ベースで金額を載せさせていただいておりますが、今の予定では内部留保資金として2,200万円ほど残るというふうに考えてございます。

それで、その残った2,200万円の内部留保資金を基に、4条予算であります資本的支出に対する資本的収入の不足額427万円を補填していくという考えでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） おおむね分かりました。突然のことで数字的にはなかなか説明しづらかったと思うんですけども、最後に1点ですね、交付税の関係で、今年…病院…国保の直診病院になりましたよね。そういう意味で、従来の一般の町立病院のときと交付税の算定は全く同じで、そのへんの比較というのはされたんでしょうか。それとも何も別にしていないのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 特に変わった点はないです。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっとトータルでの答弁なんですけど、病院経営の関係なんですけれども、昨年、町立病院では、病院の経営改革プランを専門家も入れてですね、一定程度調査して報告書を出してまいりました。これに基づいて院長の方からも経営改革の方針を示していただきまして、その際に私も立ち会いまして、職員共々その経営改革のプランと方針についてお聞きしたところであります。

29年度については御承知のとおり、電子カルテやCTなど先進器機を導入いたしまして、努力をしたわけでありまして、結果としてはなかなかやっぱり…人口減の中で厳しい経営状況であります。

新年度に向けては、今の経営改革プランに基づいて、更に精査して、一つ一つ方策をつくっていききたいなということで考えております。また、病院からも…先ほど執行方針でも述べさせていただきましたが、理学療法士を採用することが決まっております、4月から早速…作業を進めていただきますけれども、こういうかたちで病院としても非常に努力をしていただいて、そして経営の改善に向けて職員一丸となってやっていただいていることを御報告させていただいて、私ども町としてもしっかりそのへんをサポートしてまいりたいなと思っておりますので、よろしく御理解いただければと思っております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 4回目になりますけどいいですか。

○議長（木下一己君） はい。

○1番（近藤八郎君） 町長わざわざ最後総括的にお答えいただいたんですけども、私、一般質問しようと思っていたことを全部今言われましたんで困ったなと思ったんですが、いずれにしても…半分冗談ですけども…うちの病院…一次医療ということで、過去に一次医療だけに限定してましたけども、先生方それぞれみんな熱心で、いわゆる濃密とはいいませんけども、かなり慎重な診察等をしたり、訪問看護などをしたり、非常に評判は良いです。ただ、そのへんについてはやっぱりお医者さんも人間でございますので、いろいろな場面が出ているようにも聞こえます。そのへんは是非気を付けるように指導していただければと。それにはやっぱりやる気をなくさないということが大事だと思いますので、特に病院に対する支援については是非手厚くやっていただければ大変助かるのではないかという思いで申し上げましたので、ありがとうございました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今町長の方から、理学療法士を4月から採用してということなんですけれども、理学療法士の作業室というか…今使っている2階の一番奥でやるということなんですか。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） お答えいたします。そのとおりでございます、今現在行っているリハビリ室で行います。施設基準としては全く問題ございませんので、その場所でやりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君）　そういうことだということなんですけどね、ただ、今そこに行っている患者さんの状態を見たらね、かなり足の悪い人、やっと歩いているような人…車椅子を用意しているのかどうか…行ったことがないから分からないんですけどね、ほかの病院を見ると意外と玄関から近いところでやっているんですよ。あの場所であれば誰かの介護を受けなければ行けないと思うんですよ…エレベータは2階に行くだけですから。これは30年のことなので…あれなんですけれども、そのへんの改善をしていかなければ、理学療法士を雇っても新しい患者は増えないのかなと…ちょっとほかの病院と…僕もこの頃病院通いしているもので、そのへん比較するとちょっと場所が遠すぎるんじゃないかなという感じもしますので、そのへん30年度に向けて一つお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君）　要望・意見ということでよろしいですか。はい。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君）　討論なしと認めます。
これから、議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君）　起立多数です。
したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君）　次に、日程第21 議案第15号「平成30年度下川町一般会計予算」、日程第22 議案第16号「平成30年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第23 議案第17号「平成30年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第24 議案第18号「平成30年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第25 議案第19号「平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第26 議案第20号「平成30年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第27 議案第21号「平成30年度下川町病院事

業会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議長から一括提案の指示がございましたので、15号議案から21号議案の7議案を一括して提案させていただきます。

議案第15号 平成30年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第5期下川町総合計画、下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づき、町政執行方針で申し上げます主要施策に伴う予算を計上し、総額48億4,600万円、対前年比7.0%減で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で17億1,505万円を計上し、前年度対比0.5%増。

投資的経費では、6億7,682万円を計上し、前年度対比36.0%減。

その他の経費で、24億5,413万円を計上し、前年度対比0.2%増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、地域公共交通事業、防災対策事業を。

民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、幼児センター運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、各種予防接種事業、がん検診事業、生活習慣予防事業、廃棄物処理事業、墓地・火葬場維持管理事業を。

農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業、農業研修道場運営事業を。林業費では、林業振興事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、総合産業活性化事業、特用林産物栽培研究事業を。

土木費では、町道整備事業、公営住宅等整備事業を計上しております。

教育費では、小中学校管理事業、下川商業高等学校入学促進事業、町民会館運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

一方、歳入では、町税で1.0%増の3億1,580万円、地方交付税では4.0%減の24億円を計上しております。

また、国及び道支出金では、13.6%減の6億3,185万円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金1億1,700万円、ふるさとづくり基金3,000万円、過疎地域自立促進特別事業基金1,008万円、森林づくり基金1,000万円、森林の二酸化炭素吸収量活用森林づくり基金1,900万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円など、基金繰入金全体で2億178万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い、5億2,570万円を計上しております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償及び平成30年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の借入最高額を17億円に定めるものであります。

以上、平成30年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第16号 平成30年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,271万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか、浄化センター管理委託料、下水道ストックマネジメント計画策定委託料及び浄化センター汚泥処理設備等改修工事等を。

個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を。

公債費では、長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第17号 平成30年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,204万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、基金繰入金、簡易水道債等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか、水道システム保守点検委託料等を。

施設管理費では、浄水場管理委託料、消火栓取替工事、量水器取替工事及び一の橋浄水場浄水濁度計設置工事等を。

建設事業費では、下川浄水場建設基本計画策定委託料を。

公債費では、長期債償還利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を500万円に定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第18号 平成30年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまし

て、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,117万円とするものであります。

歳入におきましては、第1号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、基金及び一般会計繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づき、保険給付費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,744万円とするものであります。

歳入におきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金等を計上しております。

また、歳出におきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、デイサービスセンター浴室防水等改修工事、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、第2条では、一時借入金の限度額をそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第19号 平成30年度下川町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,852万円とするものであります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの都道府県化に伴い、一部科目の変更を行っております。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第20号 平成30年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,442万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

次に、議案第21号 平成30年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院経営につきましては、高齢化の進行などにより医療ニーズの多様化が求められる中、町民が安心して医療を受けることができるよう、在宅医療を含め、より充実した診療体制を確立し、今年度も町民から信頼される病院づくりを進めてまいりたいと考えております。

はじめに、平成30年度の病院事業運営方針として、1日平均患者数を、入院では30人、外来では91人に設定し、診療体制につきましては、常勤医師2名、非常勤医師1名、旭

川医大からの出張医により医師体制の確保を図るほか、看護体制を整え実施してまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、必要な医療器機等の整備を進めることとして、これに必要な費用を計上し、平成 30 年度の予算を編成した次第であります。

以下、その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 3,288 万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、材料費、経費のほか、減価償却費等と医業外費用を合わせて 5 億 9,911 万円を計上しております。

この結果、収益的収支において 6,623 万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、病院事業の収支状況を常に把握して経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう年度内で対処していきたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る他会計出資金 385 万円、器械備品購入費として他会計負担金 585 万円及び器械備品購入に係る国保会計からの他会計繰入金 108 万円、道補助金 145 万円、合わせて収入総額 1,223 万円を計上しております。

また、支出におきましては、電動ベッドなど器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて、支出総額 2,220 万円を計上しております。

その結果、収支において 997 万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

なお、これら病院事業会計の財務状況の健全化のため、様々な経営改革に取り組んでまいり所存でございます。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

これで第 15 号議案から第 21 号議案まで一括して提案させていただきました。よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、一括して提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

議案第 15 号から 21 号について、それぞれについて明示をしながら質疑を受け付けたいと思います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 議案第 15 号 平成 30 年度一般会計予算でございます。

執行方針に基づいて、各種施策の予算を計上したということでございます。

今年度については、大型事業が終了し、それが事業規模として減額になっているという認識だと思います。

そんな中で、財政の認識について、執行方針、予算の計上において、依然厳しい状況が続くということで、これは例年どおりの厳しいという認識で予算編成をされたということで理解してよろしいかということでございます。まずそれが第 1 点でございます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 厳しい状況というのは、やはり市町村合併問題が一時解決いたしまして、単独を選んでから、自律プランを策定し、十数年来にわたって厳しい財政の中、運用をしてみいました。

しかし、ここ数年、交付税の減額が非常に厳しいものがございまして、平成 30 年度においては 1 億ぐらいの減で予算計上をしているところでございますが、それに伴って、全体の財政改革をしっかりとやっていかなければならないということで、今回、財政改革の推進プロジェクトを立ち上げまして、そして今後の財政財源についてしっかりと庁舎内において議論を重ねてまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） そうしますと、執行方針に書いた…例年どおり依然として厳しいということですが、更に厳しさを増したという中で予算編成という…執行方針にはそういうことは書かれてないんですけどね…財政状況からすると例年どおりではなくて、更に非常に厳しい状況の中で予算編成がされたという認識でよろしいのでしょうか。

それと追加して、そういうことであれば、それが予算編成にどう影響…基本的なことだけでよろしいです…どのような厳しい中で予算編成をされたのかという、まずはその第 1 点。これを見ますと、厳しさというのは例年どおりの厳しさだという認識で皆さん捉えられると思う。一歩進んだ厳しさという認識を持つべきかなというところで…今答弁あったかと思うんですけど…そのへん確認でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 執行方針では、仰るとおり少し緩やかな言い方になっているかもしれませんが、現状は先ほど申しましたように、行革大綱の下に、より財政部分については強化していこうということで、それでプロジェクトチームを立ち上げたということがあります。

いずれにいたしましても、今回も予算編成に当たっては、大変苦慮しながら進めてまいりまして、今回の一般会計、特別会計の提案という運びになった次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 15 号から議案第 21 号までの平成 30 年度各会計予算 7 件について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号から議案第 21 号までの平成 30 年度各会計予算 7 件を、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（下村弘之君） お知らせします。特別委員会委員は、応接室にお集まり願います。

休憩 午後 2 時 2 3 分

再開 午後 2 時 2 9 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、御報告いたします。

委員長には、6 番 蓑谷春之 議員。

副委員長には、3 番 斉藤好信 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 28 報告第 1 号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 平成 29 年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、地球温暖化関係につきましては、本町の面積の約 9 割を占めている森林につきましては、二酸化炭素の吸収固定源として大きな役割を担っているところであります。

これまで本町が半世紀にわたり取り組んできた循環型森林経営を基盤とする持続可能な森林づくりを継続し、森林吸収量の拡大を図ってまいります。

また、二酸化炭素の排出を削減するため、木質バイオマスの利活用など省エネルギー対

策を推進するため、町の行う事務事業を対象とした下川町CO²排出量削減計画に基づき、今後も様々な施策を進め、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

次に、水質汚濁関係であります。本町を流れる各河川の水質について、生活環境項目と大腸菌群数に関する調査を実施しております。

亜鉛と大腸菌群数につきましては、基準値を超えている河川が見られておりますが、その主な要因といたしましては、少雨や黄砂、夏期の水温上昇などが影響したものと考えられます。

また、珊瑚金山跡地につきましては、平成20年度に発生した旧坑道からの出水について、現地を管理しております。

合同資源産業株式会社と北海道産業保安監督部との協議により実施いたしました止水工事が、平成27年度に終了しており、その後も安定しております。

今後も河川に影響のないよう状況等把握を行い、水質汚濁の防止に努めてまいります。

大気汚染や騒音、振動などにつきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、2月6日開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では町民の皆様をはじめ、関係団体などの御協力をいただき、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体となった環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第29 請願第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する請願」につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する請願」につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今、議題となっております請願第 1 号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約 64 万人といわれ、自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員であります。職種は行政事務職のほか、福祉施設、医療施設、学校教育現場など多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっていることは、下川町にあっても例外ではございません。

2017 年 5 月 11 日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立いたしました。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

2020 年 4 月の法律の施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則の制定、新たな予算確保を行う必要がありますが、2 年先ということもあり、その準備不足が懸念されるところでございます。

そこで、次の主な 4 点について、速やかに措置されますよう要望いたします。

一つ、改めて制度変更について、自治体に対し周知徹底と実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

二つ目、新たな制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。

三つ目は、任用形態の移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、自治体に対し適切な助言を行うこと。

最後四点目は、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

冒頭でも申し上げましたけども、臨時・非常勤等職員は、地方公共サービスの最前線で懸命に仕事に従事しており、当該職員の雇用安定、処遇改善を進め、貴重な人材を確保することは安定した公共サービスの提供に必ずや資するところでございます。

総務省作成のマニュアルどおり施行するには、2018 年中に制度設計、あるいは関係法令等の整備を行うことが予想されることから、私ども下川町議会にあつては、今定例会で請願採択されまして、地方自治法第 99 条に基づく意見書の提出について、御賛同の上、採択されますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、請願第1号を採決します。
本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りします。
委員会における議案審査のため、3月9日、午前9時まで休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月9日、午前9時まで休会とすることに決定いたしました。
本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後2時39分 散会